

【住所・氏名等の変更について】

Q 1 9 本人や後見人の本籍・住所・氏名が変わりました。何か手続きが必要ですか。

以下のとおり、裁判所及び東京法務局への届出（申請）が必要です。

裁判所へ届け出る場合の届出書は（71頁，書式11）に，東京法務局への登記申請の書式は（78頁，書式16）に掲載しています。

1 本人や後見人の住所が変わり，住民票を異動した場合

- (1) 裁判所に対し，届出書及び異動後の住民票を提出
- (2) 東京法務局に対し，住所の変更登記を申請

2 本人や後見人の住所（居所）が変わったが，住民票は異動していない場合

裁判所に対し，届出書及び新住所（居所）がわかるもの（施設入所契約書などのコピー）を提出

3 本人や後見人の氏名が変わった場合

- (1) 裁判所に対し，届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出
- (2) 東京法務局に対し，氏名の変更登記を申請

4 本人の本籍が変わった場合

- (1) 裁判所に対し，届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出
- (2) 東京法務局に対し，本籍の変更登記を申請

後見人の本籍が変わったとき

後見人の本籍の変更は，裁判所，東京法務局のどちらにも届け出る必要はありません。